



あきる野

新型コロナウイルス感染症関連情報

※掲載内容は、5月18日現在のものです。

感染拡大を防止するため新しい生活様式を取り入れましょう

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

- 人との間隔はできるだけ、**2m(最低1m)** 空ける
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ
- 会話をする際は可能な限り**真正面を避ける**
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒**程度かけて**水と石けんで丁寧に**洗う (手指消毒薬の使用も可)

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめに、出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況を注意する

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い、手指消毒**
- せきエチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避(密集・密接・密閉)**
- 毎朝の体温測定、健康チェック、発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人又は少人数で空いた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは前後にスペース

娯楽・スポーツ等

- 公園は空いた時間や場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆっくりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱やかぜの症状がある場合は参加しない

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

相談・受診の前に次のことを心掛けてください。

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

- ・「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある方、発熱やせきなど**比較的軽い風邪の症状が続いている方**
- ・高齢・基礎疾患がある・妊婦の方で発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状がある方

- 不安に思う方
- ・感染したかもしれないと不安
- ・感染予防法が知りたい

- ・かかりつけ医がいる方
- …かかりつけ医に電話相談してください

- ・かかりつけ医がない方
- ・日ごろ医療機関にかかっていない方…

○西多摩保健所 相談センター
☎0428-22-6141
(平日…午前9時～午後5時)

○都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター
☎03-5320-4592
(平日…午後5時～翌日午前9時、土曜・日曜日、祝日…終日)

専門的な助言が必要な方
受診相談窓口を案内

新型コロナウイルスコールセンター
☎0570-550571
(午前9時～午後10時)



受診が必要と判断



受診が不要と判断

新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)を受診

医師が検査の必要なしと判断



医師が検査の必要ありと判断



PCR検査(東京都健康安全研究センター、民間検査機関等)



陰性



陽性

入院(感染症指定医療機関等)または宿泊療養等

- ・自宅で安静
- ・医療機関を受診
- ※症状が良くならない場合は、再度受診相談窓口またはかかりつけ医に相談

新型コロナウイルス感染症対策に関する 様々な支援策を紹介します



※詳しくは右のコードからご覧ください。

《個人向け》

特別定額給付金 ※5月15日号の広報あきる野にも掲載しています

○**給付対象** 基準日(令和2年4月27日)であきる野市の住民基本台帳に記録されている方

○**給付額** 給付対象者1人につき10万円

○**受給権者** 住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

○**給付金の申請と給付方法**

(1) 郵送かオンラインで申請できます。

※申請期間は、市が申請書を送付してから3か月となります。

(2) 原則として世帯主本人名義の口座へまとめて振り込まれます。

※お振り込みは、申請から3週間程度かかります。

【特別定額給付金コールセンター】

総務省	0120-260020	午前9時～午後6時30分
あきる野市	042-533-2555	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方の特別定額給付金の申し出の手続きは次のとおりとなります。

○**給付対象者** 次のいずれかに該当する方

- ・配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること
- ・婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」または市区町村、民間支援団体等による「確認書」が発行されていること
- ・令和2年4月28日以降に住居票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

企画政策課	042-558-1261	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-------	--------------	-----------------------------------

子育て世帯への臨時特別給付金

※詳しくは、6月1日号の広報あきる野に掲載します。

○**対象** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の受給者

○**給付額** 対象児童1人につき1万円(1回限り)

○**その他** 申請は原則不要ですが、公務員の方は勤務先から案内があり、お住まいの市区町村への申請が必要です。

子ども政策課 子ども政策係	042-518-7854	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
------------------	--------------	-----------------------------------

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付(予約制)

休業や失業などにより、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活の維持のための資金が必要な方等に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を行っています。

○**緊急小口資金**

- ・貸付限度額…20万円以内
- ・返済期間…2年以内(据置期間…1年以内)

○**総合支援資金**

- ・貸付限度額…(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内
- ・貸付期間…原則3か月以内
- ・返済期間…10年以内(据置期間…1年以内)

○**その他** 無利子・保証人不要 詳細は、あきる野市社会福祉協議会ホームページ等でご確認ください。

あきる野市社会福祉協議会生活支援課相談支援係	042-533-3548	午前9時～午後4時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
------------------------	--------------	-----------------------------

生活資金貸付

生活保護を受けていない、一時的に生活に困窮している方に対して、生活資金の貸付けを行っています。

○**貸付限度額** 1世帯8万円

○**貸付けの期間および返済方法** 貸付金は無利子で、貸付けを受けた月の2か月後から1年以内に毎月定額での返済となります。

生活福祉課 生活福祉係	042-558-1927	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
----------------	--------------	-----------------------------------

住居確保給付金

離職などにより、住居を失った方または失うおそれのある方に家賃相当額(上限額あり)を一定期間支給します。

○**支給期間** 3か月(最長9か月まで支給することができる場合があります)

○**その他** 市役所から直接大家等に振り込みます。

生活福祉課 生活福祉係	042-558-1927	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
----------------	--------------	-----------------------------------

小学校休業等対応支援金

小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

○**対象期間** 令和2年2月27日～6月30日

○**支給額** 1日当たり4,100円(就業できなかった日のみ)

○**申請期間** 9月30日まで

○**その他** 支給要件など詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時 (土曜・日曜日、祝日を含む毎日)
-----------------------------	--------------	-------------------------------

国民健康保険の被保険者への傷病手当金

給与などの支払いを受けている被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対し、傷病手当金を支給します。

○**対象期間** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

○**支給額** 直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日

※支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

○**適用期間** 令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、労務に服することができない期間(ただし、入院が継続している場合等は、最長1年6か月まで)

○**その他** 申請には、医療機関や事業主からの証明が必要となります。必ず事前に相談してください。

保険年金課 国民健康保険係	042-558-1111 (内2421～2424)	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
------------------	------------------------------	-----------------------------------

国民年金保険料免除制度の臨時特例

国民年金保険料の納付が困難となった場合は、免除・納付猶予(学生の方は学生納付特例)申請の臨時特例手続きができます。

○**対象期間** 令和2年2月分以降の国民年金保険料

・免除・納付猶予を申請する方

* 令和2年2月分から令和2年6月分まで(令和元年度分)

※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。

・学生納付特例を申請する方

* 令和2年2月分および3月分(令和元年度分)

* 令和2年4月分から令和3年3月分まで(令和2年度分)

○**申請手続** 申請書と所得の申立書、手続きに必要なものを同封して郵送してください。

※手続きに必要なものは、本人が届出する場合と代理人が届出する場合で異なります。

※学生の場合は、学生証(両面)の写しまたは在学証明書(原本)が必要となります。

○**その他** 詳細は、市ホームページでご確認ください。

保険年金課年金係	042-558-1111 (内2425)	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
青梅年金事務所	0428-30-3410	

《事業者向け》

持続化給付金

ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

○**給付額** 法人…200万円、個人事業者など…100万円

○**申請期間** 令和3年1月15日まで

○**申請方法** 持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請となります。

持続化給付金事業 コールセンター	0120-115-570 (IP 03-6831-0613)	午前8時30分～午後7時 (7月以降は土曜、祝日を除く)
---------------------	-----------------------------------	---------------------------------

(申請に関する相談) あきる野商工会	042-559-4511	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------------------	--------------	-----------------------------

東京都感染拡大防止協力金

東京都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小企業および個人事業主に対して、協力金が支給されます。

○**支給額** 50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)

○**申請期間** 6月15日まで

○**申請方法** 申請に必要な書類等は、東京都感染拡大防止協力金ポータルサイト等から入手できます(郵送、直接申込み可)。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567	午前9時～午後7時 (土曜・日曜日、祝日含む毎日)
あきる野創業・就労・事業継承支援ステーション Bi@Sta	042-518-7778	午前10時～午後5時 (第2水曜日・土曜・日曜日、祝日を除く)

雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

○助成内容 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成

○その他 詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

ハローワーク助成金事務センター	03-5337-7418	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------------	--------------	-----------------------------

小学校休業等対応助成金

小学校などが臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に助成されます。

○申請期間 9月30日まで

○その他 詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時 (土曜・日曜日、祝日を含む毎日)
-----------------------------	--------------	-------------------------------

飲食事業者の業態転換支援事業

大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が新たなサービスにより売上を確保する取組(テイクアウト・宅配・移動販売など)に対し、経費の一部が助成されます。

○限度額(助成率) 100万円(4/5以内)

○対象期間 交付決定から令和3年1月31日まで(ただし、着手日(契約・発注日)から最長3か月間)

○その他 詳細は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページでご確認ください。

(公財)東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当	03-5822-7232	午前9時～午後4時30分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
------------------------------	--------------	--------------------------------

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、自主的に休業する理美容事業者に対し、給付金が支給されます。

○要件 令和2年4月30日から5月6日までの間、自主的に休業を実施すること

○給付額 15万円(2店舗以上有する事業者は30万円)

○受付期間 6月15日まで

○その他 詳細は、東京都産業労働局の専用ホームページでご確認ください。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567	午前9時～午後7時 (土曜・日曜日、祝日を含む毎日)
----------------------------	--------------	-------------------------------

子どもたちに食事の提供を行う事業者等への補助

「子どもの食の確保」への緊急対応として、食事の提供(子ども食堂などで調理・用意したお弁当や食材の配布または宅配でお弁当を子どもの自宅へ届けるなど)を行う事業の経費を補助します。

○対象期間 令和2年5月7日～5月31日(交付申請は5月29日まで)

○補助金額 上限10万円

○その他 詳細は、市ホームページでご確認ください。

☎子ども政策課 子ども政策係	042-518-7854	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
----------------	--------------	-----------------------------------

IT導入補助金

サービスデザイン推進協議会	0570-666-424 (IP 042-303-9749)	午前9時30分～午後5時30分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------------	-----------------------------------	-----------------------------------

事業継続緊急対策(テレワーク)助成金

東京しごと財団 雇用環境整備課職場環境整備担当係	03-5211-2397	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------------------	--------------	-----------------------------

《融 資》**新型コロナウイルス感染症特別貸付**

売上の減少など業況が悪化している個人事業主、中小企業者に対し、無担保で融資が行われます(「特別利子補給制度」を併用することで、当初の3年間は実質無利子)。

日本政策金融公庫 立川支店	042-524-4191	午前9時～午後3時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------------	--------------	-----------------------------

新型コロナウイルス対策マル経

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です(「特別利子補給制度」を併用することで、当初の3年間は実質無利子)。

あきる野商工会	042-559-4511	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------	--------------	-----------------------------

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資など

※融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。

○新型コロナウイルス感染症対策緊急融資 感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少などの要件を満たす事業者の方が対象です。

※「感染症対応融資(全国制度)利子補給制度」の併用により、融資額1億円まで当初の3年間は実質的な無利子となります。

○新型コロナウイルス感染症対策緊急借換 感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用があるなどの要件を満たす事業者の方が対象です(借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資)。

※「感染症対応融資(全国制度)利子補給制度」の併用により、融資額1億円まで当初の3年間は実質的な無利子となります。

○危機対応融資 売上15%以上減少などの要件を満たし、危機関連保証の区市町村の認定を受けた事業者の方が対象です。

※「感染症対応融資(全国制度)利子補給制度」の併用により、融資額1億円まで当初の3年間は実質的な無利子となります。

○感染症対応融資(全国制度) 新型コロナウイルス感染症対策緊急融資・緊急借換等を活用して、全国一律で実施する利子補給制度です。

東京都産業労働局 金融部金融課	03-5320-4877	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------------	--------------	-----------------------------

セーフティネット保証(4号・5号)・危機関連保証

突発的災害、業況の悪化、大規模な経済危機による信用の収縮などにより、売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額を保証する制度になります。

☎商工振興課 商工振興係	042-558-1867	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------	--------------	-----------------------------------

中小企業振興資金・小口零細企業保証資金融資

商品、原材料、仕入れなどに要する運転資金や機械器具購入などに要する設備資金の融資をあっせんし、さらに利子補給を行っています。また、開業を予定している方や開業後間もない方への支援も行います。

☎商工振興課 商工振興係	042-558-1867	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------	--------------	-----------------------------------

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

あきる野商工会の推薦に基づき融資される無担保・無保証の公的融資制度があります。市では、支払った利子の一部を補助します。

あきる野商工会では、マル経融資の他にも、国民金融公庫および東京都の制度融資など、公的機関の融資制度を利用する方法、借入手続の相談に応じています。

☎商工振興課 商工振興係	042-558-1867	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------	--------------	-----------------------------------

あきる野商工会	042-559-4511	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------	--------------	-----------------------------

融資等を受ける際に必要となる証明書類の無料交付

市民または市内事業者のうち、貸付や融資などの生活支援・経済対策を利用される方で、発行申請時にその旨を申し出た方に証明書類を無料で交付します。

○期間 令和2年4月23日受付分から当面の間

○無料とする証明書類 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書または非課税証明書、納税証明書

☎市民課市民窓口係	042-558-1111 (内2413・2414)	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------	------------------------------	-----------------------------------

《専門家の派遣・相談の窓口》

経営課題に関する専門家派遣

中小企業診断士などの専門家を派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施しています。

Table with 3 columns: Organization (東京都中小企業振興公社), Phone (03-3251-7881), Hours (午前9時～午後4時30分)

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)

従業員の休業等に当たり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に社会保険労務士を派遣し、助言等を行います。

Table with 3 columns: Organization (東京都労働相談情報センター), Phone (03-5211-2248), Hours (午前9時～午後5時)

東京都よろず支援拠点

中小企業診断士等が中小企業、小規模事業者、創業希望者の経営に関する悩みに、無料で何度でも助言・支援しています。

Table with 3 columns: Organization (東京よろず支援拠点), Phone (03-6205-4728), Hours (午前9時～午後5時)

あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Sta(ピスタ) 事業者向け特別相談窓口

東京都感染拡大防止協力金や雇用調整助成金などの申請にかかるアドバイスやサポート、また事業継続に関する相談等に中小企業診断士や社会保険労務士が対応します。

〇実施期間 6月30日まで

Table with 3 columns: Organization (あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション), Phone (042-518-7778), Hours (午前10時～午後5時)

《納税などの猶予》

徴収猶予の特例制度

令和2年2月以降、事業などにかかる収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、かつ一時に納付し、または納入を行うことが困難な方は、納期限から1年間市税の徴収猶予を受けることができます。

〇対象となる市税 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)など

Table with 3 columns: Organization (市徴税課), Phone (042-558-1111), Hours (午前8時30分～午後5時15分)

下水道料金の支払い猶予

一時的に下水道料金の支払いが困難な事情がある方は、最長で4か月間猶予します。

Table with 3 columns: Organization (水道局多摩お客様センター), Phone (0570-091-101), Hours (042-548-5110)

国が配布する布マスク問合せ

- 厚生労働省布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 ☎0120-551-299 (午前9時～午後6時)

市のこれまでの対応と今後の取組

あきる野市感染症対策本部

- 副市長を本部長とする感染症対策本部を立ち上げ、2月25日から4月6日までの間に会議を7回開催
・イベント等の取扱い(中止または延期)・施設の臨時休館等
・小中学校の臨時休業等 ・外出自粛の取組 などを決定

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国の緊急事態宣言を受け、市長を本部長とする感染症対策本部を立ち上げ、4月7日から5月5日までの間に会議を6回開催
・イベントの中止または延期
・施設の臨時休館等の延長、利用制限、駐車場の閉鎖
・市役所の土曜開庁業務の休止
・市役所内のりそな銀行派出所の業務時間短縮等
・ゴールデンウィーク期間中の来訪自粛要請等
・小中学校の臨時休業等(延長) などを決定

今後、市民生活を支えるための独自支援策等に取り組みます。

困りごとと悩みごとなどで相談ください

解雇、雇止めなどの相談窓口

- 東京労働局 総合労働相談コーナー... ☎03-3512-1608 (午前9時～午後5時)
・青梅労働基準監督署 総合労働相談コーナー... ☎0428-28-0854 (午前9時～午後5時)
・東京都新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル... ☎0570-00-6110 (平日... 午前9時～午後8時)
・東京都新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル... ☎03-5213-5013 (平日... 午前9時～午後8時)

子育て・児童虐待・DV等の相談窓口

- 市子ども家庭支援センター相談係... ☎042-550-3313 (午前8時30分～午後6時30分)
・児童相談所虐待対応ダイヤル... ☎189 (24時間365日対応)
・東京都LINE相談 アカウント名「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」

母子・父子・女性相談に関する問合せ

- 市子ども家庭支援センター母子・父子自立支援及び女性相談担当... ☎042-550-3325 (午前8時30分～午後6時30分)
・DV相談+ (プラス) ... ☎0120-279-889 (24時間対応)

消費者トラブルの相談

- 市消費者相談窓口市役所1階市民相談室... ☎042-558-1111 [(毎週月・木曜日、午前9時～午後4時)
・東京都消費生活総合センター... ☎03-3235-1155 (午前9時～午後5時)
・消費者庁 公式LINE アカウント名「消費者庁新型コロナ関連消費者向け情報」

市役所における感染予防等の対策

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防等の対策を行っています。
・庁舎入口への消毒液の設置、窓口等の飛沫防止対策
・清掃除菌に活用する除菌電解水給水器の設置
・事業継続計画 (BCP) による新型コロナウイルス感染症関連業務の優先的実施
・職員のマスク着用、手指消毒、執務室の換気等の徹底
・職員の時差通勤、交代制勤務、在宅勤務など

市民の皆さんにメッセージが届いています

できる努力を積み重ねて、この困難を共に乗り越えましょう!

あきる野ふるさと大使で、あきる野市民栄誉賞受賞者でもある森井大輝選手から市民の皆さんにメッセージ動画が届きました。

次のコードから動画を見ることができます。



パラアルペンスキーヤー 森井大輝選手